

## ランク表

事由	ランク
利用を希望する認可保育所等を子どもの兄弟姉妹が利用している場合	A
小規模保育施設等の卒園児が当該小規模保育施設等の連携施設の利用を希望している場合	
岐阜市の政策により子どもが転園(所)させられる場合	
保護者が市内の認可保育所等又は幼稚園で保育者、幼稚園教諭として月140時間以上就労する場合	
児童虐待のおそれがあると認められる場合	
DVにより子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合	
児童の保護者が里親である場合	
3人以上の多胎児が同時に保育の利用を希望する場合	
医療的ケア児が保育の利用を希望している場合（その利用を希望する認可保育所等が当該医療的ケア児を受け入れる体制が確保されていることが認められる場合に限る）	B
保護者が自営業をしている場合	
保護者が月60時間以上就労する場合	
保護者が疾病・障がいを有し、保育を必要とする場合	
保護者が同居の親族を常時介護または看護する場合	
保護者が災害復旧に従事している場合	C
保護者が就学する場合	
母親が出産の前後であり、子どもの保育ができない場合	D
保護者が求職活動中である場合	E

### 備考

- 1 ランクは、Aから順に優先順位が高いものとする。
- 2 同一の保護者について、該当する事由が2つ以上ある場合は、いずれか高いランクに該当する事由を適用する。
- 3 同一の児童について、保護者が複数人いる場合は、いずれかの低いランクの事由に該当する保護者により申込者の優先順位を定めるものとする。

**点数表1**（基本点：保護者に関する事由）

項目	細目		点数
就労又は就学 （自営業、内職、農業含む）	月実労働時間が140時間以上（就学時間を含む。以下この項目内は同じ。）		100
	月実労働時間が120時間以上140時間未満		90
	月実労働時間が100時間以上120時間未満		80
	月実労働時間が80時間以上100時間未満		70
	月実労働時間が60時間以上80時間未満		60
妊娠又は出産	出産の前後8週間程度		100
疾病、負傷又は障がい者	入院	長期入院（6か月以上）	100
		短期入院（6か月未満）	80
	自宅療養	常時臥床での療養を要する場合	100
		精神性疾患により安静加療を要する場合	80
		通院加療により保育に支障がある場合	50
身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合		100	
介護又は看護	病院等への付添い	1週間当たり5日以上	100
		1週間当たり3日以上5日未満	50
	児童の兄弟姉妹が障害児通所支援事業所等に保護者同伴で1週間当たり3日以上通所する場合		100
	自宅で介護している場合		30
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		100

※実労働時間：岐阜市では、就労時間と同様に取り扱います。

※自営業を営む方は、事業内容を証明する客観的資料（確定申告書、営業許可証、個人事業の開廃業等届出書、業務委託契約書等、店舗のホームページの写し等）の提出がない場合、基本点はつきません。

**点数表2**（補正点：世帯、世帯員等に関する事由）

項 目		点数
ひとり親世帯又は生活保護世帯		+25
小規模保育施設等の連携施設(幼稚園等)を児童の兄弟が利用している場合		+15
児童の保護者が市内の認可保育所等又は幼稚園で保育者、幼稚園教諭として月120時間以上就労する場合		+25
児童の兄弟姉妹が同時に保育の利用を希望する場合（同一施設である必要はない）		+15
配偶者が単身赴任である場合 （単身赴任中の保護者の住所（特別区を含む岐阜市外）から認可保育所等までの距離が60km以上である場合、またはその他市長がこれに準ずると認めた場合）		+ 5
多子世帯（子どもが3人以上いる世帯をいう。）		+10
障がい者がいる世帯	身体障害者手帳（1級又は2級に限る。）	+15
	精神障害者保健福祉手帳（1級に限る。）	
	療育手帳（A1又はA2に限る。）	
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳で、上記以外の障害の等級	+10
同居の親族が要介護者		+10
育児休業から復帰する日（予定日を含む。）から1年以内に保育の利用を希望する保護者がいる世帯		+10
20歳以上60歳未満の同居の親族（父親及び母親を除く。）に保育できる者がいない		+10
市内の小規模保育施設等（3歳で卒園となる施設）の卒園児が、他の認可保育所等で引き続き保育の利用を希望する場合		+20

点数表1と点数表2の点数の合計が同点の場合は、抽選とさせていただきます。